

いのちの講座

歴史にはこう記されるだろう。この変革の時代において、もっとも悲劇的であったのは、悪人たちの辛辣な言葉や暴力ではなく、善人たちの恐ろしいまでの沈黙と無関心であった、と。 マルチンルーサー・キング・ジュニア

目次

巻頭言★種苗法改定で農家の自家採種禁止へ ……1

農業★最近の農業禁止の国際動向 ……3

学校給食★学校給食パンのグリホサート残留調査 2019 ……4

防衛費★これでいいのか!? 大軍拡予算案 ……5

家族農業★農文協の主張「家族農業の時代が始まった」より抜粋 ……6

リニア新幹線★ ここにもアベ友の影。無茶な「リニア新幹線」がゴリ押しされる訳 ……7

残留農業★ 国産農作物中の残留農薬 ……9

表紙絵解説★ニンニク ……10

巻頭言

種苗法改定で農家の自家採種禁止へ

農林水産省は種苗法を改定する法案を今国会に提出予定だ。3月中に衆議院を通して4月中には参議院で成立させる予定と聞く。

<法律案の骨子>より

1. 育成者の意思に応じて海外流出防止等ができるようになるための措置

- (1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設
- (2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づいて行うこととする。

2. その他 (略)

これまでは新品種を開発し、品種登録した育成者(主には企業)の権利は農家の自家増殖については例外とし、効力が及ばなかった。

しかし改定案では品種登録された種苗は、農家が次の生産のため種取りしたり、接ぎ木、挿し木、ランナーなどの増殖(自家増殖)を禁止する。

種苗法は、1978年に成立。その後、育成者の権利強化を内容とする最新の91年改定UPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)に対応して1998年5月

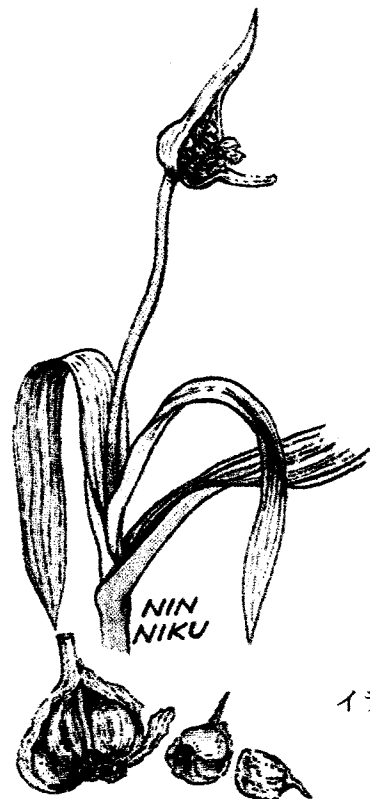


イラスト: Akiko

に全面的に改正された。その後、数次にわたる改正を経て、現在では、収穫物や加工品にも育成者権を拡大、権利侵害に罰則を適用、権利期間を延長、育成者権侵害罪の罰則の引上げ等を行ってきた。

新品種の育成者は、種苗法に基づく品種登録によって育成者権を取得し、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を一定期間独占できる。育成者権者以外の方は育成者権者の許諾を得なければ登録品種を業として利用することはできない。許諾を受けた者は契約で定められた範囲で登録品種等を利用するか育成者権者が定める利用料を支払う。

農家の自家増殖の例外規定が廃止になると、育成者権が農家に及び種苗利用の許諾(利用料の支払い)や収穫物や加工品の売り上げにも対価が求められるのではないかと。侵害したと判定されると重い罰則が科せられる。

法案の施行期日は2022年4月1日なのに、自家増殖の例外規定廃止だけ2020年12月1日と年内を目途に急ぐ。なぜ急ぐのだろう。安倍政権のうちに施行したいということか。

バイエル/モンサント、ダウ・デュポン、ケムチャイナなどの巨大種子企業はゲノム編集種子開発に力を入れている。ゲノム編集種子は品種登録され、特許もかけられるだろう。これらが日本に入ってくるのは時間の問題だ。

もし、登録品種との交雑が起ったら、その責めは農家に負わせ、企業の権利だけが守られる事態になるのではないかと。

巨大種子企業を利するための体制が種苗法改定で完成する。

1. 「種子法廃止」で日本の公的種子事業をやめさせ
2. 「農業競争力支援化法」で国と県がつくったコメなど穀物種子の情報を企業に譲渡させ
3. 「種苗法改定」で農家の自家採種は禁止する

ところで農水省は「海外流出防止ができるようにするための措置」として農家の自家増殖廃止を行うとしているが、これはおかしい。自家増殖廃止をすれば登録品種の海外流出を防げるというロジックは成り立たない。農水省自身がHPで「海外流出防止は海外での品種

登録を進めることが唯一の解決策」と指摘している。

これまでに小豆やいんげん豆が持ち出され、生産物が日本に輸入されそうになったり、最近では、いちごの「紅ほっぺ」が中国で栽培されているとの報道や、ぶどうの「シャインマスカット」が中国や韓国で栽培された上、韓国からアジア市場に輸出されている。これを防ぐための種苗法改定と説明されるとそれは必要だと思わされてしまう人は多いだろう。

「農家の自家増殖廃止」というトンデモ法案を通すために、日本の優良種苗を守るための改定を標ぼうして目くらませた官僚の作文法案なのだ。

実際、農水省は事態への対策として、「種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することが困難である以上、海外において品種登録を行うことが唯一の対策」とし、また、「日本の種子の多くは海外で採種されているが、採種地から品種の流出を防ぐという観点からも権利化は不可欠である」と指摘している。そのため海外での品種登録にかかる費用の補助制度もアピールしている。

育成者権は、国ごとに取得することが決められており、海外で品種登録されていない場合は、その国で育成者権は主張できないため、海外流出防止は海外での品種登録を進めるのが唯一の解決策なのだ。

私も参加する「日本の種子を守る会」は以下のアピールを発表した。

農家の自家採種を守るために

- ① 都道府県の持つ公共品種が営利企業に譲渡されないよう、議会の承認を必要とする
- ② 県の品種は従来通り自家増殖できる
- ③ 県の伝統的な種子を発掘調査、記録、保管し、無償貸し出しもできるシードバンクを作ることで先使用権を主張できるようにする
- ④ ゲノム編集種子が栽培、流通されないよう条例でブロックする

など

すでに現行種苗法においても、自家増殖禁止指定は387種に及んでおり、さらに9種の追加が予定されているのでバランスが崩れかけているが、自家増殖禁止によってバランスの喪失は決定的なものとなるのである。

最近では世界でこうした伝統的な在来品種を守るための法や条例への関心が急速に高まりつつあり、韓国

ではすでに 17 の地方自治体が在来種の保全・育成条例を、33 の地方自治体がローカルフード条例を制定し、地域に存在する種苗を育成することを支援し、その種苗で作られる食を活用する政策が進められており、また米国では昨年、先住民族種子保全法案が提案されている。日本においても、伝統的在来品種に対しては種苗法を適用させず、新たな法律によって農業遺伝資源としての保全と活用を図ることが不可欠なのである。

よって、日本における伝統的在来品種を守るための新たな法律の制定を要望するものであり、その法律の内容としては、まず日本における伝統的在来品種の調査を行った上で、その保全と消費促進を含めた活用について必要とされる施策を実行するものでなければならない。

(安田節子)

農 業

最近の農業禁止の国際動向

1) 殺虫剤 ネオニコチノイド系農薬

フランスはEUに先駆け全ネオニコを禁止 世界初 (有機農業ニュースクリップ速報版 2020.01.04 より)

フランス政府は12月31日、ネオニコ系農薬のスルホキサフロルとフルピリジフロンを 2020 年1月1日より禁止する政令を出した。フランスは18年9月、5種類のネオニコチノイド系農薬(クロチアニジン、チアメキサム、イミダクロプリド、チアクロプリド、アセタミプリド)を禁止していた。ネオニコチノイド系農薬のジノテフランとニテンピラム、トリフルメソピリムはEUでは登録されていないため、フランスは、世界で初めて全てのネオニコチノイド系農薬を禁止する国となった。

フランスでは、2018年10月に国民議会で可決、成立した「農業分野における貿易関係と健康で持続可能な食料との両立に関する法律」に、「ネオニコチノイドと同じ作用機序を持つすべての製品の禁止」が規定されている。これにより、今後新たなネオニコチノイド系農薬が製品化され、EUで登録されたとしても、フランスでは禁止される。

2) 除草剤 グリホサート

(GMWatch2019 年 12 月 9 日より)

1. フランスは 2019 年 12 月、保健機関は現在流通する 69 のグリホサート製品のうち、企業が遺伝毒性のデータを示せない 36 製品の認可を撤回し、同じ理由で 4 つの新製品の認可の拒否を発表。引き続き検討を行い評価プロセス全体は 2020 年 12 月 31 日までに完了する。

2. ルクセンブルクがグリホサートを禁止

ルクセンブルクは、グリホサートの使用を禁止する欧州連合で最初の国になる。グリホサートを含む製品の販

売承認の撤回は、2020 年 2 月 1 日に行われ、年末までにすべての使用が中止される。

3. 西アフリカ

トーゴ政府は、グリホサートをめぐる論争が何年も続いた後、この農薬の輸入、販売、使用の禁止を決定。またマリ政府の当局もトーゴ政府の指導にならうとしている。

いち早く脱農薬へ向かうフランス。脱農薬と有機(オーガニック)農業は表裏一体だ。

フランスのオーガニック市場は拡大し続けている。その背景に、政府や自治体が公共の集団食をオーガニックにするというトップダウンの決定がある。これが有機

